

託送供給約款

[一般電気事業・特定規模電気事業等用]

平成26年4月1日実施

北陸電力株式会社

平成25年12月26日届出

託送供給約款

[一般電気事業・特定規模電気事業等用]

目 次

I	総 則	1
1	適用	1
2	託送供給約款の届出および変更	2
3	定義	2
4	代表契約者の選任	5
5	託送供給に係る取扱い	6
6	単位および端数処理	6
7	実施細目	6
II	契約の申込み	7
8	契約の要件	7
9	検討および契約の申込み	8
10	契約の成立および契約期間	11
11	託送供給の開始	12
12	託送供給の準備その他必要な手続きのための協力	12
13	電気方式、電圧および周波数	12
14	発電場所および需要場所	13
15	供給および契約の単位	13
16	承諾の限界	14
17	契約書の作成	14
III	サービスおよび料金	15
18	サービス	15
19	料金	15
20	接続送電サービス	15
21	臨時接続送電サービス	23
22	振替送電サービス	24
23	予備送電サービス	25
24	負荷変動対応電力	26

IV 料金の算定および支払い	30
2 5 料金の適用開始の時期	30
2 6 料金の算定期間	30
2 7 計量	30
2 8 電力および電力量の算定	31
2 9 損失率	33
3 0 料金の算定	33
3 1 支払義務の発生および支払期日	34
3 2 料金その他の支払方法	34
3 3 保証金	35
3 4 連帶責任	35
 V 託送供給	36
3 5 託送供給の実施	36
3 6 受電および供給の中止	38
3 7 給電指令の実施等	38
3 8 適正契約の保持等	41
3 9 契約超過金	42
4 0 力率の保持	42
4 1 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	43
4 2 託送供給にともなう協力	43
4 3 託送供給の停止	44
4 4 託送供給の停止の解除	46
4 5 託送供給の停止期間中の料金	46
4 6 違約金	46
4 7 損害賠償の免責	46
4 8 設備の賠償	47
 VI 契約の変更および終了	48
4 9 契約の変更	48
5 0 名義の変更	48
5 1 契約の廃止	49
5 2 供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	49

5 3	解約	51
5 4	契約消滅後の債権債務関係	51
VII 受電方法および供給方法ならびに工事		52
5 5	受電地点、供給地点および施設	52
5 6	架空引出線および架空引込線	53
5 7	地中引出線および地中引込線	53
5 8	連接引出線および連接引込線等	54
5 9	引出線または引込線の接続	54
6 0	計量器等の取付け	55
6 1	通信設備等の施設	55
6 2	専用供給設備	56
VIII 工事費の負担		57
6 3	受電地点への供給設備の工事費負担金	57
6 4	受電用計量器等の工事費負担金	60
6 5	会社間連系設備の工事費負担金	60
6 6	供給地点への供給設備の工事費負担金	60
6 7	工事費負担金の申受けおよび精算	65
6 8	臨時工事費	66
6 9	託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を 廃止または変更される場合の費用の申受け	67
7 0	工事費負担金契約の締結	67
IX 保 安		68
7 1	保安の責任	68
7 2	保安等に対する発電者および需要者の協力	68
附 则		69
別 表		76
別冊1 高圧系統連系技術要件		99
別冊2 特別高圧系統連系技術要件		109

I 総 則

1 適用

当社が、当社以外の一般電気事業、特定規模電気事業または電気事業法第2条第1項第14号ハにもとづき行なわれる特定規模需要に対する電気の供給(以下「自己等への電気の供給」といいます。)の用に供するための託送供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕(以下「この約款」といいます。)によります。

なお、当社が、特定電気事業の用に供するための託送供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、別に定める託送供給約款〔特定電気事業用〕によります。

また、この約款において託送供給とは、次の接続供給および振替供給をいいます。

(1) 接続供給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域(富山県、石川県、福井県〔一部を除きます。〕および岐阜県の一部をいいます。)内の場所(特定電気事業者が特定電気事業を開始した地点および会社間連系点を除きます。)において、契約者の特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

(2) 振替供給

当社が契約者から当社以外の一般電気事業、特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

なお、一般電気事業の用に供するための振替供給については、次の場合に限ります。

イ 10年以上の期間にわたり、かつ、その振替供給電力が1,000キロワットをこえるもの。

ロ 5年以上の期間にわたり、かつ、その振替供給電力が100,000キロワットをこえるもの。

2 記載事項の届出および変更

- (1) この約款は、電気事業法第24条の3第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕によります。

3 定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する一般電気事業者、特定規模電気事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発電者

一般電気事業、特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する者で当社以外の者をいいます。

(3) 需要者

契約者が特定規模電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる特定規模需要である者をいいます。

(4) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(5) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(6) 受電地点

当社が託送供給に係る電気を契約者から受電する地点をいいます。

(7) 発電場所

発電者が託送供給に係る電気を発電する場所をいいます。

(8) 供給地点

当社が託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(9) 需要場所

需要者が契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(10) 会社間連系点

当社以外の一般電気事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(11) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(12) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(13) 接続受電電力

接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(14) 接続受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(15) 振替受電電力

振替供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(16) 振替受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(17) 接続供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(18) 接続供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(19) 振替供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力をいいます。

(20) 振替供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力量をい

います。

(21) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(22) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(23) 通告電力量

接続供給の場合は、会社間連系点において当社が契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

振替供給の場合は、当社があらかじめ契約者に通知する振替受電電力量および振替供給電力量の計画値をいいます。

(24) 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(25) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって、接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力、振替送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(26) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力または振替受電電力の最大値（キロワット）で、契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(27) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(28) 契約使用期間

契約上サービスを受けることができる期間をいいます。

(29) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。

(30) 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(31) 給電指令

発電者の発電設備の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。

(32) 引出線

当社の供給設備と発電者の電気設備を接続する電線路をいいます。

(33) 引込線

当社の供給設備と需要者の電気設備を接続する電線路をいいます。

(34) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(35) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(36) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(37) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(38) 四半期

毎年1月1日から3月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、7月1日から9月30日までの期間または10月1日から12月31日までの期間をいいます。

(39) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、1接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合の取扱いは、次のとおりといたします。

(1) この約款に係る当社との協議事項についての一切の権限を他のすべての契約者から委任され、かつ、当社との協議にすべての責任をもって応じることができる1契約者を代表契約者として、あらかじめ定めていただきます。この場合、代表契約者に対する他のすべての契約者の委任状（当社所定の様式によります。）を当社に提出していただきます。当社は、この約款およびその他接続供給の実施に係る契約者との協議を代表契約者と行ないます。

(2) 契約者の行なう契約の申込み、その他接続供給の実施に係る当社との手続きお

よびこの約款に定める金銭債務の支払い手続きは、原則として(1)に定める代表契約者により行なっていただきます。また、当社の行なう契約者への通知、保証金の返還等は、原則として(1)に定める代表契約者に対し行ないます。

5 託送供給に係る取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給の申込みおよび実施に際して得た情報については、託送供給を実施する目的以外に使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、発電者および需要者と別途協議を行なうことがあります。

II 契約の申込み

8 契約の要件

契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 受電地点における受電電圧および供給地点における供給電圧がそれぞれ高圧または特別高圧であること。
- (2) 接続供給の場合、供給地点における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であること。
- (3) 振替供給の場合で、南福光連系設備を使用されるときは、30分ごとの振替供給電力が原則として30,000キロワット以上であること。
- (4) 接続供給の場合、契約者が需要者の需要の変動に応じた電気の供給が可能であること。
- (5) 振替供給の場合、契約者が35(託送供給の実施)(2)リで定めた通告電力量に応じて電気を供給すること。
- (6) 振替供給の場合、契約者が営む一般電気事業もしくは特定規模電気事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。
- (7) 発電者および需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊1および別冊2に定める高圧系統連系技術要件および特別高圧系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
- (8) 契約者、発電者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。
- (9) 契約者が、発電者および需要者にこの約款における発電者および需要者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者および需要者がそれぞれこの約款における発電者および需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
- (10) 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。
 - イ 発電者の発電設備が非電気事業用電気工作物であること。
 - ロ 契約者と発電者が同一であること。また、契約者と同一でない発電者を含む場合は、その契約者と発電者が経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

ハ 契約者と需要者が同一、または経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込みをしていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者から一般電気事業、特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお、他の接続供給契約または振替供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することができます。

ロ 契約者は、接続供給契約または振替供給契約の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(イ) 接続供給の場合

- a 契約者の名称
- b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）
- c 発電者の名称、発電場所および受電地点
- d 発電設備が当社の供給区域外にある場合には、当該接続供給に必要となる当社以外の一般電気事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- e 発電設備の発電方式、発電出力および系統安定上必要な仕様
- f 接続受電電力の最大値および最小値
- g 受電地点における受電電圧
- h 発電場所における負荷設備および受電設備
- i 接続供給の開始希望日

なお、受電地点が会社間連系点の場合には、c、e、g および h の事項については、省略することができます。

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 契約者が希望される振替供給の種類（中継振替または地内振替）

- c 発電者の名称、発電場所および受電地点
- d 中継振替を希望される場合は、当該振替供給に必要となる当社以外の一般電気事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- e 発電設備の発電方式、発電出力および系統安定上必要な仕様
- f 振替受電電力の最大値および最小値
- g 受電地点における受電電圧
- h 発電場所における負荷設備および受電設備
- i 当社が振替供給する電気の供給地点
- j 振替供給の開始希望日
- k 振替供給の希望契約期間

なお、受電地点が会社間連系点の場合には、c、e、gおよびhの事項については、省略することができます。

ハ 検討期間および検討料

- (イ) 当社は、受電側接続検討の申込みをいただいた後、原則として3月以内に、検討結果を契約者にお知らせいたします。
- (ロ) 当社は、1受電地点1検討につき21万6千円を検討料として、受電側接続検討の申込み時に契約者から申し受けます。ただし、検討を要しない場合または受電地点が会社間連系点の場合には、検討料を申し受けません。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ 当社は、契約者が希望される場合に、契約者に特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

- (イ) 需要者の名称、需要場所および供給地点
- (ロ) 契約電力
- (ハ) 供給地点における供給電圧
- (ニ) 接続供給の開始希望日

ハ 当社は、供給側接続事前検討の申込みをいただいた後、原則として2週間以

内に、検討結果を契約者にお知らせいたします。

(3) 契約の申込み

契約者は、(1)口の事項および次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、接続供給契約または振替供給契約の申込みをしていただきます。この場合、8（契約の要件）(9)に定める発電者および需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただきます。また、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給または振替供給を希望される場合は、8（契約の要件）(10)に定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じ、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行います。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称、需要場所および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備、受電設備および発電設備
- (ニ) 契約電力
- (ホ) 契約受電電力
- (ヘ) 希望される接続送電サービス料金の種別
- (ト) 臨時接続送電サービスを希望される場合はその使用期間
- (チ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (リ) 連絡体制

なお、受電地点が会社間連系点となる場合には、35（託送供給の実施）(1)口に準じて連系線等利用計画を文書により当社に提出していただきます。

ロ 振替供給の場合

- (イ) 契約電力
- (ロ) 契約受電電力
- (ハ) 振替受電電力の計画値
- (ニ) 連絡体制
- (ホ) 当社が特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般電気事業者との接続供給契約の内容または申込内容

なお、35（託送供給の実施）(2)口に準じて連系線等利用計画を文書により当社に提出していただきます。

(4) 契約者は、接続供給契約（受電地点に係る事項に限ります。）または振替供給契約の申込みについて、一般電気事業または特定規模電気事業の用に供する電気に係る当日等の利用分および翌日等の利用分に限り、(3)に定める申込書以外で当社が指定した方法によることができます。この場合、当該申込み方法による申込みに先だち、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施にともなって必要となる事項に関する契約（以下「基本契約」といいます。）を当社と締結していただきます。

なお、基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、基本契約で定める事項について、基本契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

(1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 接続供給の場合

(イ) 契約期間は、臨時接続送電サービスを利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービスの契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 振替供給の場合

契約期間は、振替供給契約が成立した日から、契約者の申込みにもとづき、契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

(3) (2)の協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、契約期間を制限することがあります。

11 託送供給の開始

- (1) 当社は、接続供給契約または振替供給契約の申込みを承諾したときには、契約者と協議のうえ託送供給の開始日を定め、託送供給の準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給の開始日に託送供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者にお知らせし、あらためて契約者と協議のうえ、託送供給の開始日を定めて託送供給を開始いたします。

12 託送供給の準備その他必要な手続きのための協力

契約者、発電者および需要者は、当該託送供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13 電気方式、電圧および周波数

- (1) 受電電気方式および供給電気方式は、交流3相3線式といたします。
- (2) 受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所における発電設備の発電出力に応じて、次のとおりといたします。
 - イ 発電場所における発電設備の発電出力が2,000キロワット未満の場合
標準電圧6,000ボルトといたします。
 - ロ 発電場所における発電設備の発電出力が2,000キロワット以上の場合

発電設備の発電出力	受電電圧
10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルトまたは 30,000ボルト
10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルトまたは 70,000ボルト
50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

- (3) 供給電圧は、会社間連系点を供給地点とする場合を除き、供給地点における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

契約電力	供給電圧
2,000 キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
2,000 キロワット以上 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルト
50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

- (4) 受電電圧については発電者に、供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、(2)または(3)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧(高圧または特別高圧に限ります。)で、受電または供給することができます。
- (5) 周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

14 発電場所および需要場所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1発電場所または1需要場所とすることがあります。
- なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合は、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。

15 供給および契約の単位

- (1) 当社は、特別の事情がない限り、1発電場所または1需要場所につき、1電気方式、1引出線または1引込線および1計量をもって託送供給を行ないます。

(2) 接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電場所および需要場所について、
1接続供給契約を結びます。この場合、それぞれの需要場所は原則として1接続
供給契約に属するものとし、また、当社は、原則として、1契約者に対して1接
続供給契約を結びます。

なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の
供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料
金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。

(3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所
が複数ある場合は、同一の一般電気事業者の供給設備に接続するものといたします。）
および1供給地点（当社以外の一般電気事業者との接続供給契約ごとに1供
給地点とみなします。）について、1振替供給契約を結びます。

16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既
に消滅しているものを含む他の接続供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払
われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、接続供給契約ま
たは振替供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場
合は、その理由を契約者にお知らせいたします。

17 契約書の作成

当社は契約者との間で、原則として託送供給の開始前に、託送供給に関する必要
な事項について、契約書（当社所定の様式によります。）を作成いたします。

III サービスおよび料金

18 サービス

- (1) 契約者が当社から接続供給を受ける場合は、20（接続送電サービス）または21（臨時接続送電サービス）にあわせて、24（負荷変動対応電力）を契約していただきます。
- (2) 契約者が当社から振替供給を受ける場合は、22（振替送電サービス）を契約していただきます。
- (3) 契約者は、希望により、(1)または(2)にあわせて、23（予備送電サービス）を契約することができます。

19 料金

料金は、(1)の金額および(2)の金額の合計といたします。

- (1) 20（接続送電サービス）(3)および(4)によって算定された接続送電サービス料金または21（臨時接続送電サービス）(3)によって算定された臨時接続送電サービス料金および23（予備送電サービス）(3)によって算定された予備送電サービス料金を合計した金額
- (2) 24（負荷変動対応電力）(2)によって算定された負荷変動対応電力料金

20 接続送電サービス

(1) 適用範囲

接続供給により、供給地点において当社が契約者に供給する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は、次によって供給地点ごとに定めます。

イ　高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a　新たに接続送電サービスを使用される場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電

力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は、接続送電サービス契約電力の決定上、接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

- b 需要場所における受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
 - c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (ロ) 需要場所における負荷設備または受電設備を変更される場合は、49（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

ロ　高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを使用される場合等で、適當と認められるときは、使用開始の日から1年間については、接続送電サービス契約電力がつい増する場合に限り、段階的に定めることができます。この場合には、電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

ハ　イにより接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について、最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送電サービス契約電力は、イによって定めます。

ニ　需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給する場合の接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるとときは、49(契約の変更)に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、接続送電サービス料金の種別および供給電圧に応じてイもしくはロによって算定された基本料金および電力量料金の合計またはハによって算定された従量接続送電サービス料金（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、発電場所が、富山県（以下「近接性評価地域」といいます。）に立地する場合の接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計または従量接続送電サービス料金（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）からホによって

算定された近接性評価割引額を差し引いたものといたします。

イ 標準接続送電サービス料金

(イ) 高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は、供給地点ごとに、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	583円20銭
------------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとに、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	2円25銭
------------	-------

(ロ) 特別高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は、供給地点ごとに、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供

給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかつた期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	421円20銭
-----------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとに、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円19銭
------------	-------

□ 時間帯別接続送電サービス料金

(イ) 高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は、供給地点ごとに、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかつた期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	583円20銭
-----------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとに、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1 キロワット時につき	2 円 4 9 錢
-------------	-----------

(b) 夜間時間

1 キロワット時につき	1 円 9 2 錢
-------------	-----------

(d) 特別高圧で供給する場合

a 基本料金

基本料金は、供給地点ごとに、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	4 2 1 円 2 0 錢
-------------------------	---------------

b 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとに、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1 キロワット時につき	1 円 2 9 錢
-------------	-----------

(b) 夜間時間

1 キロワット時につき	1 円 0 6 錢
-------------	-----------

ハ 従量接続送電サービス料金

自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに伊またはロの料金にかえて適用するものとし、供給地点ごとに、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	高圧で供給する場合	11円80銭
	特別高圧で供給する場合	8円09銭

ニ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表2（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割増しいたします。

ホ 近接性評価割引額

近接性評価割引額は、接続供給の場合で、近接性評価地域に立地する発電場所から当社が受電した30分ごとの電力量（近接性評価地域に立地する発電場所が複数ある場合はその合計といたします。）のうち、その30分の接続対象電力量を上回らないもののその1月の合計について、次によって算定された金額

といたします。

1 キロワット時につき	1 錢
-------------	-----

へ その他

- (イ) ロの時間帯別接続送電サービス料金の適用後1年に満たない供給地点においては、イの標準接続送電サービス料金またはハの従量接続送電サービス料金を適用いたしません。また、ハの従量接続送電サービス料金の適用後1年に満たない場合は、イの標準接続送電サービス料金またはロの時間帯別接続送電サービス料金を適用いたしません。
- (ロ) ロの時間帯別接続送電サービス料金またはハの従量接続送電サービス料金からイの標準接続送電サービス料金に変更された後1年に満たない供給地点においては、ロの時間帯別接続送電サービス料金またはハの従量接続送電サービス料金を適用いたしません。
- (ハ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
- (ニ) 当社は、イ(イ)a、(ロ)a、ロ(イ)aまたは(ロ)aによって需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合または(ハ)によって契約者から当社に通知をしていただく場合には、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。
- (4) 1年を通じての最大需要電力が夜間時間に発生する場合の取扱い
需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力が夜間時間に発生し、かつ、契約者が(3)イの標準接続送電サービス料金または(3)ロの時間帯別接続送電サービス料金の適用を受ける場合で、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。

$$\text{ピークシフト割引額} = \text{次に定める割引単価} \times \text{ロのピークシフト電力}$$

ピークシフト電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	495円72銭
	特別高圧で供給する場合	358円56銭

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における最大需要電力を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における最大需要電力の実績等から、ピークシフト電力が不適当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金に加算したものとその月の料金として算定いたします。

21 臨時接続送電サービス

(1) 適用範囲

接続供給の場合であって、契約使用期間が1年未満のとき、供給地点において当社が契約者に供給する電気に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用されるものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力

臨時接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、発電場所が近接性評価地域にある場合の臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）からニによって算定された近接性評価割引額を差し引いたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、供給地点ごとに算定することとし、1月につき20（接続送電サービス）(3)イにおいて適用される該当料金の20パーセントを割増ししたものと適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとに、その1月の接続供給電力量によって算定することとし、20（接続送電サービス）(3)イにおいて適用される該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引または割増しは、20（接続送電サービス）(3)ニに準ずるものといたします。

ニ 近接性評価割引額

近接性評価割引額は、20（接続送電サービス）(3)ホに準じて算定いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 他の事項については、とくに定めのある場合を除き、20（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし、20（接続送電サービス）(3)ロおよびハならびに(4)は、適用いたしません。

22 振替送電サービス

(1) 適用範囲

振替供給により、供給地点において当社が契約者に供給する電気に適用いたします。

(2) 振替送電サービス契約電力

振替送電サービス契約電力は、1年間を通じての振替供給電力の最大値、発電設備の発電出力等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、振替送電サービス契約電力を制限することがあります。

23 予備送電サービス

(1) 適用範囲

契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ 予備送電サービスA

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ 予備送電サービスB

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値、供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし、契約者に特別の事情がある場合で、契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は、発電場所における発電設備の出力および負荷の実情ならびに需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、契約者と当社との協議により、受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点における予備送電サービスによって使用された電気の電力量は、接続送電サービスによって使用された電気の電力量とみなします。

また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスの供給電圧は、常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合、予備送電サービス契約電力および予備送電サービ

スによって使用された電気の電力量は、予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上、常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したもののといたします。

イ 予備送電サービスA

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	71円28銭
	特別高圧で供給する場合	71円28銭

ロ 予備送電サービスB

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	115円56銭
	特別高圧で供給する場合	103円68銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、20（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上、供給地点における予備送電サービスによって使用された電気の電力量は、原則として接続送電サービスによって使用された電気の電力量とみなします。

(5) その他

イ 受電地点の予備送電サービスは、他の接続供給契約、振替供給契約等と共に用することができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、接続供給の場合は20（接続送電サービス）に、振替供給の場合は22（振替送電サービス）に準ずるものといたします。

24 負荷変動対応電力

(1) 適用

接続供給により、30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。ただし、その30分において37（給電指令の実施等）(3)または(4)により電気の供給を受ける場合には適用いたしません。

(2) 負荷変動対応電力料金

負荷変動対応電力料金は、(3)ハによって算定された変動範囲内電力料金および(4)ロによって算定された変動範囲超過電力料金の合計といたします。この場合、平成26年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成26年6月1日以

降使用される電気にはB表を適用いたします。

(3) 変動範囲内電力

イ 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、口に定める変動範囲内基準電力量以内のものの補給にあてるための電気に適用いたします。

ロ 変動範囲内基準電力量

変動範囲内基準電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）の3パーセント相当を2で除した値といたします。ただし、20〔接続送電サービス〕(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、20〔接続送電サービス〕(2)イに準じて定める供給地点を含みます。）で、その1月の接続送電サービス契約電力が前月の接続送電サービス契約電力を下回る場合（20〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を契約者との協議にもとづき減少したその1月の減少された日以降の期間を除きます。）は、次の式の接続送電サービス契約電力は前月の接続送電サービス契約電力といたします。

$$\frac{\text{接続送電サービス契約電力} + \text{または臨時接続送電サービス契約電力}}{1 - \text{損失率}(29\text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})} = 1$$

ハ 変動範囲内電力料金

変動範囲内電力料金は、(1)に該当する電気の電力量のうち、変動範囲内基準電力量以内のもののその1月の合計によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が20,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が22,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額をえたものといたします。

A表（平成26年5月31日まで）

1キロワット時につき	9円73銭
------------	-------

B表（平成26年6月1日以降）

1キロワット時につき	9円77銭
------------	-------

(4) 変動範囲超過電力

イ 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、変動範囲内基準電力量をこえるものの補給にあてるための電気に適用いたします。

ロ 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、(1)に該当する電気の電力量のうち、変動範囲内基準電力量をこえるもののその1月の時間帯別の合計によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が20,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が22,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成26年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	37円89銭	29円48銭

B表（平成26年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	38円03銭	29円61銭

(¶) 夜間時間

A表 (平成26年5月31日まで)

1キロワット時につき	17円26銭
------------	--------

B表 (平成26年6月1日以降)

1キロワット時につき	17円34銭
------------	--------

IV 料金の算定および支払い

25 料金の適用開始の時期

料金は、接続供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に供給開始延期の申し入れがあった場合または契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給が開始されない場合は、あらためて契約者と当社との協議によって定められた供給開始日から適用いたします。

26 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給を開始し、または接続供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の 1 日から消滅日の前日までの期間といたします。

27 計量

(1) 当社は、次の場合を除き、接続受電電力量および振替受電電力量は、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力量、振替供給電力量および最大需要電力は、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

イ 受電地点が会社間連系点の場合で、当該託送供給に係る電力量を区分して計量できないときには、次のとおりといたします。

(イ) 接続供給の場合

35 (託送供給の実施) (1) ロで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を受電地点で計量された電力量とみなします。

(ロ) 振替供給の場合

35 (託送供給の実施) (2) リで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ 受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合は、

30分ごとに、受電地点において計量された電力量を35(託送供給の実施)によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合、28(電力および電力量の算定)の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ハ 供給地点が会社間連系点の場合で、当該振替供給に係る電力量を区分して計量できないときには、35(託送供給の実施)(2)リで定めたその30分の供給地点における通告電力量(通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。)を供給地点で計量された電力量とみなします。

(2) 計量の結果は、各月ごとにすみやかに契約者にお知らせいたします。

28 電力および電力量の算定

(1) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(2) 接続受電電力量

接続受電電力量は、30分ごとに、受電地点で計量された電力量(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、9〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量の値をえたものとみなします。)といたします。ただし、30分ごとの受電地点で計量された電力量(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。)が、その30分の接続対象電力量を上回る場合は、その30分の接続受電電力量は、その30分の接続対象電力量といたします。

(3) 振替受電電力

振替受電電力は、振替供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(4) 振替受電電力量

振替受電電力量は、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。ただし、地内振替の場合であって、30分ごとの受電地点で計量された電力量が、35(託送供給の実施)(2)リで定めたその30分の受電地点における通告電力量(通

告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。) を上回り、または下回るときは、その30分の受電地点における通告電力量(通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。)といたします。

(5) 接続供給電力

接続供給電力は、(6)の接続供給電力量の値を2倍した値とし、供給地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(6) 接続供給電力量

接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。

なお、20(接続送電サービス)(3)ロに定める時間帯別接続送電サービス料金を適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。

(7) 振替供給電力

振替供給電力は、(8)の振替供給電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(8) 振替供給電力量

振替供給電力量は、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は、(10)の接続対象電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値(供給地点が複数ある場合はその合計といたします。)といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(29\text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})}$$

(11) 負荷変動対応電力量

負荷変動対応電力量は、30分ごとの接続受電電力量が、その30分における接続対象電力量を下回る場合において、37（給電指令の実施等）(3)または(4)により補給される電気を使用された場合を除き、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

$$\text{負荷変動対応電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続受電電力量}$$

(12) 振替供給にともなう補給電力

地内振替の場合であって、30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、9〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量の値をえたものとみなします。）が、35（託送供給の実施）(2)リで定めたその30分の受電地点における通告電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。また、通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を下回る場合に生じた一般電気事業、特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気の電力量の取扱いについては、別に定める振替供給補給電力要綱によります。

(13) その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

(14) 計量器の故障等により電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合または電力量の算定に計量値を用いることが適当でない場合には、電力量または最大需要電力は契約者と当社との協議によって定めます。

29 損失率

この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。

高圧で供給する場合	4.0パーセント
特別高圧で供給する場合	1.9パーセント

30 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 接続供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または接続供給契約が消滅した場合
 - ロ 契約電力またはピークシフト電力を変更したこと等により、料金に変更があった場合
- (2) 当社は、(1)イまたはロの場合は、基本料金、ピークシフト割引額および予備送電サービス料金について、次の式により日割計算をいたします。

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあつた日から適用いたします。

31 支払義務の発生および支払期日

- (1) 契約者の料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、接続供給契約が消滅した場合は消滅日、28（電力および電力量の算定）(14)の場合は、料金の算定期間の電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生するものといたします。
- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して21日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して21日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

32 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより契約者から支払っていただきます。
なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。
- (2) (1)の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される

消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。) を差し引いた金額に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

33 保証金

- (1) 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- (3) 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金およびその利息を契約者の支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金について、年0.2パーセントの利息を付します。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

34 連帯責任

- (1) 1接続供給契約において契約者が複数となる場合は、接続供給契約の履行に関し、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。
- (2) 1接続供給契約において契約者が複数となる場合は、料金およびこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)は、複数の契約者全員が連帯して支払義務を負うものといたします。

V 託送供給

35 託送供給の実施

(1) 接続供給の場合

- イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量と、接続対象電力量が30分ごとに一致するように調整していただきます。
- ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、発電計画、需給計画および連系線等利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）を文書により当社に通知していただきます。
- ハ 原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は別表3（発電計画）、需給計画の通知の期限および通知の内容は別表4（需給計画）、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は別表5（連系線等利用計画）のとおりいたします。
- ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに当社に通知していただきます。
- ホ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を当社に通知していただきます。
- ヘ 契約者がロもしくはニで通知した計画またはホで通知した順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに当社に通知していただきます。
- なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表3（発電計画）および別表5（連系線等利用計画）に定める翌日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を締結いたします。
- ト 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
- チ 当社は、系統運用上の制約その他によって契約者、発電者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者、発電者および需要者は、当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、37（給電指令の実施等）および72（保安等に対する発電者および需要者の協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、契約者、発電者および需要者と別途申合書を締結いたします。

(2) 振替供給の場合

- イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量と、リで定めた受電地点における通告電力量（ルにより通告電力量の変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）が30分ごとに一致するように調整していただきます。
- ロ 契約者は、振替供給の実施に先だち、発電計画および連系線等利用計画を文書により当社に通知していただきます。
- ハ 原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は別表3（発電計画）、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は別表5（連系線等利用計画）のとおりといたします。
- ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに当社に通知していただきます。
- ホ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を当社に通知していただきます。
- ヘ 契約者がロもしくはニで通知された計画またはホで通知された順位を変更する必要が生じた場合には、すみやかに当社に通知していただきます。
- ト 契約者がロ、ニまたはヘにより当社に通知された連系線等利用計画の値が、それ以前に当社に通知された連系線等利用計画の値を上回る場合は、会社間連系点等の状況に応じて当該計画を変更していただく場合があります。
- チ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
- リ 別表3（発電計画）および別表5（連系線等利用計画）に定める翌日計画の通知およびチにもとづき、当社は、30分ごとの振替受電電力量および振替供給電力量を決定し、原則として振替供給実施日の前日の午後5時までに契約者に通知（この振替受電電力量および振替供給電力量を「通告電力量」といいます。）いたします。
- ヌ 振替供給電力は、原則として、1,000キロワット単位といたします。
- ル 契約者または当社が、それぞれ予測しがたい事由により通告電力量を変更する必要のある場合には、すみやかに相手方に通知し、協議によってこれを行な

うことができるものといたします。ただし、この場合、さかのぼって通告電力量を変更することはできません。また、この場合、契約者は本もあわせて通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を締結いたします。

ヲ 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者が連系線等利用計画の値を減少することにともない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けすることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

ワ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、37（給電指令の実施等）および72（保安等に対する発電者および需要者の協力）(3)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、契約者および発電者と別途申合書を締結いたします。

36 受電および供給の中止

当社は、非常変災の場合および当社の供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合は、契約者からの受電または契約者への供給を中止することができます。

37 給電指令の実施等

- (1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、35（託送供給の実施）(1)トまたは(2)チにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。
- (2) 当社は、次の場合には、契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給の全部もしくは一部を中止することができます。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給の全部もしくは一部を中止する

ことがあります。

イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し、当社の電源等による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ 振替供給の場合、当社が一般の需要に応じて行なう電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、その当日（給電指令等が午後5時以降の場合は、当日および翌日といたします。）に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該給電指令等の当日（当該給電指令等が午後5時以降の場合は、当日および翌日といたします。）の間、これにより生じた特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

なお、この場合の料金その他の供給条件は、別に定める給電指令時補給電力要綱によります。

(4) 当社は、接続供給において、36（受電および供給の中止）または37（給電指令の実施等）(2)の場合で、給電指令等により、その当日（給電指令等が午後5時以降の場合は、当日および翌日といたします。）に発電者の発電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

なお、この場合の料金その他の供給条件は、別に定める給電指令時補給電力要綱によります。

(5) 当社は、接続供給において、36（受電および供給の中止）または37（給電指令の実施等）(2)によって、契約者への供給を中止し、または需要者の電気の使用を

制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。

イ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力が 500 キロワット未満となるとき

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、30（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が 500 キロワット以上となるとき、または特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、30（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正したうえで合計いたし

ます。

(算式)

a 接続供給電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量（需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定される推定接続供給電力量といいたします。）

B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、
aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(6) (5)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といいたします。

なお、契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に3日前までにお知らせしたことでもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。

(7) 予備送電サービスに対する利用の制限または中止についても(5)および(6)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

38 適正契約の保持等

(1) 当社は、契約者との接続供給契約または振替供給契約が使用状態に比べて不適当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただき

ます。

- (2) 当社は、接続受電電力または振替受電電力が契約受電電力をこえる場合には、その契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (3) 当社は、契約者が変動範囲内基準電力量をこえて負荷変動対応電力を使用される場合等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合には、使用状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。
- (4) 当社は、契約者が35(託送供給の実施)(2)イにかかるわらず、受電地点において、35(託送供給の実施)(2)リで定めた受電地点における通告電力量(通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。)と著しく異なる電力量を当社に供給される場合には、受電地点において当社に供給する電力量を適正なものに調整していただきます。

39 契約超過金

- (1) 契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力にそれぞれのサービスの該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したもの(ただし、予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。)の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとに、その1月の最大需要電力から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、(1)の契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者から申し受けます。

40 力率の保持

- (1) 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、85パーセント以上に

保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。この場合、契約者に契約者の負担で適当な調整装置を需要場所または発電場所に施設していくことがあります。

- (2) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

41 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内もしくは需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 72（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者もしくは需要者の電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- (4) 計量値の確認
- (5) 43（託送供給の停止）、51（契約の廃止）または53（解約）により必要な処置
- (6) その他この約款によって、接続供給契約および振替供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

42 託送供給にともなう協力

- (1) 発電者または需要者が次の原因で他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を

及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに、当社がとくに必要と認めた場合には、契約者の負担で、当社は供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) 需要者が発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

また、この場合は、法令で定める技術基準、その他法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

43 記述供給の停止

(1) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、託送供給を停止することがあります。

- イ 契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 59（引出線または引込線の接続）に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、託送供給を停止することがあります。

- なお、この場合には、託送供給の停止の5日前までに契約者に予告いたします。
- イ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ロ 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債

務をいいます。) を支払われない場合

ニ 接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）または振替供給契約（既に消滅しているものを含みます。）に関連して適用される振替供給補給電力要綱、変更賦課金要綱および給電指令時補給電力要綱によって発生した債務を履行しない場合

(3) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者にその旨を警告しても改めない場合には、当社は、託送供給を停止することがあります。

イ 契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ 8（契約の要件）を欠くに至った場合

ニ 41（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 42（託送供給にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者にその改善を求めた場合で、38（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけないときには、当社は、託送供給を停止することがあります。

イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ 30分ごとの負荷変動対応電力量が変動範囲内基準電力量を頻繁にこえる場合

ホ 接続受電電力または振替受電電力が契約受電電力をこえる場合

ヘ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（20〔接続送電サービス〕(3)への従量接続送電サービス料金の適用を受ける場合に限ります。）

ト 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合

チ 振替供給の場合で、受電地点において、頻繁に通告電力量と著しく相違する電力量を当社に供給されるとき。

- (5) 契約者、発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、託送供給を停止することがあります。
- (6) (1)から(5)によって託送供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給停止のための適当な処置を行ないます。
- なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

44 託送供給の停止の解除

43（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合で、契約者、発電者および需要者がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を契約者が支払われたときには、当社は、すみやかに託送供給を再開いたします。

45 託送供給の停止期間中の料金

43（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を30（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。

46 違約金

- (1) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として契約者から申し受けます。
- イ　1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合
- ロ　43（託送供給の停止）(3)ロの場合
- (2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といいたします。
- (3) 不正に使用された期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

47 損害賠償の免責

- (1) 11（託送供給の開始）(2)によって託送供給の開始日を変更した場合には、当社

は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 36（受電および供給の中止）によって契約者からの受電または契約者への供給を中止した場合、37（給電指令の実施等）によって発電者の発電を調整し、もしくは中止した場合、または37（給電指令の実施等）によって需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 43（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合または53（解約）によって接続供給契約または振替供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

48 設備の賠償

契約者、発電者または需要者が故意または過失によって、発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を契約者に賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合

修理費

- (2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

49 契約の変更

接続供給契約または振替供給契約の内容に変更が生じる場合は、II（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約または振替供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約または振替供給契約を変更するものとし、すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお、契約電力の減少を希望される場合は、次のとおりといたします。

- (1) 契約者は、あらかじめ契約電力の減少希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、原則として、契約者が申し出た契約電力の減少希望日に契約電力を減少させるための適当な処置を行ないます。
- (2) 契約電力は、次の場合を除き、契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

イ 当社が契約者からの申し出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は、申し出を受けた日に契約電力が減少したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力を減少させるための処置ができない場合は、契約電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

50 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する接続供給契約または振替供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給を希望される場合は、名義変更の手続きによるることができます。この場合には、新たな契約者は、その旨を当社へ文書（当社所定の様式によります。）により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者が、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続供給または当該振替供給を希望される場合は、8（契約の要件）(10)に定める要件を満たすことを文書にて証明できる場合に限り、名義変更の手続きをいたします。

51 契約の廃止

(1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を廃止しようとされる場合は、契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力していただきます。

(2) 接続供給契約および振替供給契約は、53（解約）および次の場合を除き、契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約または振替供給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約および振替供給契約は、託送供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

52 供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、接続供給契約または振替供給契約の廃止または変更の日に料金および工事費を契約者に精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

(イ) 契約者が接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力または契約受電電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを廃止しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、工事費については68（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(ロ) 契約者が接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力または契約受電電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予

備送電サービス料金について、さかのぼって減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、工事費については減少契約電力分に見合う部分について、68（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と、既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、契約電力の減少分と残余分の比でん分したものといたします。

(ハ) 20（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める契約者（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、20〔接続送電サービス〕(2)イに準じて定める契約者を含みます。）が、需要場所における受電設備を新たに設定し、または需要場所における受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たない接続送電サービス契約電力を廃止し、または20（接続送電サービス）(2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は、(イ)および(ロ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)および(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは、需要場所における受電設備を新たに設定することとし、接続送電サービス契約電力を増加するとは、需要場所における受電設備の総容量を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少するとは、20（接続送電サービス）(2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

□ 振替供給の場合

(イ) 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないこれを廃止しようとされる場合で、新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには、その諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ロ) 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないこれを減少しようとされる場合で、当社の供給設備のうち契約受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去するときには、その諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または振替供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

53 解約

43（託送供給の停止）によって託送供給を停止された契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、当該接続供給契約または当該振替供給契約を解約することができます。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者にお知らせいたします。

54 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約または振替供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約または振替供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 受電方法および供給方法ならびに工事

55 受電地点、供給地点および施設

(1) 受電地点

- イ 受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。
- ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、山間地、離島等の特殊な発電場所から電気を受電する場合、57（地中引出線および地中引込線）(4)により地中引出線によって電気を受電する場合、その他特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(2) 供給地点

イ 接続供給の場合

- (イ) 供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。
- (ロ) 供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、山間地、離島等の特殊な需要場所に対して電気を供給する場合、57（地中引出線および地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合、その他特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

ロ 振替供給の場合

供給地点は、会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、発電者または需要者（共同引出しちゃ共同引込みにより電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引出線、引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただ

きます。

- (4) 特定規模電気事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、(1)または(2)に準じて契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、1受電地点または1供給地点といたします。

56 架空引出線および架空引込線

- (1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引出線または引込線によって行なう場合には、原則として架空引出線または架空引込線によるものとし、発電者の建造物もしくは補助支持物の引出線取付点または需要者の建造物もしくは補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。
- (2) 引出線取付点または引込線取付点は、当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者と当社との協議によって定めます。
- (3) 引出線または引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する補助支持物は、契約者の負担により、契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

57 地中引出線および地中引込線

- (1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引出線または地中引込線によって行なう場合には、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。
- イ 発電者または需要者が発電場所内または需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点
- ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点
なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。
- (2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離の場所とし、契約者と当社との協議によって定めます。
なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引出線または地中引込線は、契約者の負担により、契約者で施設していただきます。

(3) 地中引出線または地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、契約者の負担により、契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

- イ 鉄管、暗きよ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引出線または引込線をおさめるために施設される工作物
- ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
- ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引出線または架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者の希望によりとくに地中引出線または地中引込線によって行なうときには、地中引出線または地中引込線は、原則として、契約者の負担により、契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。

この場合、当社は、63（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または66（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者から申し受けます。

58 連接引出線および連接引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引出線もしくは連接引込線（1発電場所または1需要場所の引出線または引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引出線または引込線をいいます。）または共同引出線もしくは共同引込線（2以上の発電場所または需要場所に対して1引出しほりまたは1引込みにより電気を受電または供給するための引出線または引込線をいいます。）によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。

なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

59 引出線または引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、契約者の希望によって引出線または引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を契約者から申し受けます。

60 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。
- イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要するものについては、契約者の負担により、契約者で取り付けていただくことがあります。
- ロ 接続受電電力量または振替受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は64（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を契約者から申し受けます。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、契約者と当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。また、(1)により契約者が施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合、または法令、故障等により受電用の計量器、その付属装置および区分装置を取り替える場合は、当社は、実費を契約者から申し受けます。

61 通信設備等の施設

- (1) 給電指令上必要な通信設備等（保安通信電話、サイクリックデジタル伝送装置〔CDT〕等をいいます。）は、契約者の負担により、契約者で施設していただきます。
- なお、この場合の通信設備等は、当社の指定する仕様としていただき、無償で使用させていただきます。
- (2) 当社の通信設備等と契約者の通信設備等との接続点は、原則として発電場所内および需要場所内の地点とし、当該構内の当社通信線路が最短距離となる場所を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。ただし、山間地、離島等

の特殊な発電場所から電気を受電する場合、その他特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議により、発電場所および需要場所以外の地点を通信設備等の接続点とすることがあります。

- (3) 当社の変電所等から接続点に至るまでの通信設備等は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- (4) 契約者の希望によって、通信設備等の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を契約者から申し受けます。

62 専用供給設備

(1) 当社は、次の場合には、契約者の専用供給設備として供給設備を施設いたします。この場合、受電地点への供給設備については 63（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を、供給地点への供給設備については 66（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ 契約者がとくに希望され、かつ、一般の需要への供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ 42（託送供給にともなう協力）の場合

ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由、または発電場所、需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適當と認められる場合

(2) (1)の専用供給設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（その変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることができます。

(3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。

(4) (1)および(2)において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

VIII 工事費の負担

63 受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表6（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ VIII（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線路および引出線等をいいます。また、VIII（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所は、変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額
なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 62（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額
なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、62（専用供給設備）(2)によるものといたします。

ロ 受電地点において23（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額

額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、62（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、59（引出線または引込線の接続）、60（計量器等の取付け）または61（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ 42（託送供給にともなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(1), (2)および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

また、標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(イ) 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ロ) 諸掛りには、測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。

(ハ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが、登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

(ニ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障

を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

(ホ) 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

(ヘ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。

ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、施設後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

(5) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、次の場合を除き、受電地点ごとに、接続供給契約または振替供給契約ごとに算定いたします。

イ 契約者が、1発電場所において、接続供給契約と振替供給契約とをあわせて契約される場合、または2以上の接続供給契約もしくは2以上の振替供給契約を契約される場合の工事費負担金は、当該2以上の契約を1の契約とみなして算定いたします。この場合、工事費負担金の算定上、当該2以上の契約により同時に受電する最大電力を契約受電電力とみなします。

ロ 2以上の契約者が受電側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の契約者のうち1の契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の契約者による1申込みとみなして算定いたします。

(ロ) 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、契約者ごとに算定いたします。この場合、契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分したものといたします。

64 受電用計量器等の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

65 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力もしくは振替送電サービス契約電力を増加される場合で、これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

66 供給地点への供給設備の工事費負担金

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ 高圧で供給する場合

契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

区分	単位	金額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,348円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,460円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう

長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

□ 特別高压で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について a により算定される工事費が b の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

a 工事費

(a) 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給する場合	550 円 80 銭
新增加接続送電サービス契約 電力 1 キロワットにつき	標準電圧 60,000 ボルト または 70,000 ボルトで 供給する場合	172 円 80 銭
	標準電圧 140,000 ボルト で供給する場合	86 円 40 銭

なお、標準電圧 20,000 ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 15 パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長 100 メートル当たり)

	標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給する場合	626円40銭
新增加接続送電サービス契約 電力 1 キロワットにつき	標準電圧 60,000 ボルト または 70,000 ボルトで 供給する場合	550円80銭
	標準電圧 140,000 ボルト で供給する場合	216円00銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の 20 パーセントといたします。

b 当社負担額

新增加接続送電サービス 契約電力 1 キロワットにつき	5,400円00銭
--------------------------------	-----------

(ロ) 契約者が新たに接続供給を開始され、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、施設後 3 年以内の供給側接続設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設する供給側接続設備とみなします。

ハ 20 (接続送電サービス) (2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この(1)の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ VIII (工事費の負担) の各項において、供給側接続設備とは、供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。また、VIII (工事費の負担) の各項において、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

ホ 20（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、20〔接続送電サービス〕(2)イに準じて定める場合を含みます。）には、VIII（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加する場合といたします。

ヘ 工事こう長の単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 62（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、62（専用供給設備）(2)によるものといたします。

口 20（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、62（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- イ 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、59（引出線または引込線の接続）、60（計量器等の取付け）または61（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
- ロ 42（託送供給にともなう協力）によって供給地点への当社の供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2) および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。

また、標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(イ) 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ロ) 諸掛りには、測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。

(ハ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが、登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

(ニ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等架空供給側接続設備に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上

いたします。

- (ホ) 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。
- (ヘ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。
- ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。
- ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
- ニ 当社が特別高圧で供給する電気について、施設後3年以内の供給側接続設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。
- なお、この場合の工事費は、(1)ロ(イ)aに準じて算定いたします。

ホ (2)ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。

(イ) 高圧で供給する場合

(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ロ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかるわらず、(1)ロ(イ)aおよび(ロ)によって算定いたします。

なお、23(予備送電サービス)によって当社が供給する場合で、供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、(1)ロ(イ)aの該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

67 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として託送供給の準備着手前に契約者から申し受けます。

(2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。ただし、66（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)によって工事費負担金を算定した場合は、やむをえない事情によって設計の変更をした場合等を除き、精算いたしません。

(3) 当社は、工事費負担金を申し受けた施設した受電側接続設備の全部または一部を他の契約者と共に用する受電側接続設備として利用することができます。

なお、当社が特別高圧で受電する電気について、その利用が供給設備を施設してから3年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備を施設したときにさかのぼって2以上の契約者が共用する受電側接続設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

(4) 当社は、契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することができます。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

68 臨時工事費

(1) 21（臨時接続送電サービス）によって当社が受電または供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として託送供給の準備着手前に申し受けます。この場合は、63（受電地点への供給設備の工事費負担金）、66（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

(2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって臨時工事費に著しい差異が生じた場合には、工事完了後すみやかに精算するものといたします。

69 託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、契約者、発電者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

70 工事費負担金契約の締結

当社は、契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は、託送供給の準備着手前に、契約者との間で工事費負担金に関する必要な事項について、工事費負担金契約書を作成し、工事費負担金契約を締結いたします。

IX 保 安

71 保安の責任

当社は、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

72 保安等に対する発電者および需要者の協力

- (1) 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ 発電者または需要者が、引出線または引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社は、託送供給の開始に先だち、接続受電電力、振替受電電力または接続供給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、発電者および需要者と協議を行ないます。

附 則

1 実施期日

この約款は、平成26年4月1日から実施いたします。

2 受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続受電電力量、振替受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力は、27（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、接続受電電力量、振替受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力は、計量された接続受電電力量、振替受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力を、受電電圧または供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトまたは10,000ボルトで託送供給を行なうことがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、3,000ボルトで託送供給を行なうときには高圧で託送供給を行なう場合に、また、10,000ボルトで託送供給を行なうときには標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給を行なう場合に準ずるものといたします。

4 変動範囲超過電力料金についての特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者と当社との協議が整った場合の変動範囲超過電力料金（契約者が特定規模電気事業を行なう場合は、(2)に定める適用期間に限ります。）は、24（負荷変動対応電力）(4)口にかかわらず、(3)によって算定いたします。

(1) 適用範囲

変動範囲内基準電力量が1,000キロワット時以下の場合に適用いたします。ただし、契約者が(2)に定める適用期間以内に限って特定規模電気事業を行なう場合を除きます。

(2) 適用期間

適用期間は、適用開始日から、適用開始日以降2年目の日までといたします。

この場合、適用開始日は、次のとおりといたします。

- イ 適用開始日は、契約者が当社と最初に締結した接続供給契約に係る接続供給の開始日といたします。
- ロ 契約者が、合併、分割、事業譲渡その他の組織再編行為（以下「組織再編行為」といいます。）により、特定規模電気事業の全部または一部を引き継いだ場合の適用開始日は、イにかかわらず、当該組織再編行為が行なわれる前に、当該組織再編行為に関連した特定規模電気事業に係る接続供給契約を当社と締結していたすべての契約者の接続供給の開始日（当社と最初に締結した接続供給契約に係る接続供給の開始日といたします。）のうち最も早い日といたします。
- ハ 1接続供給契約における契約者が複数となる場合の適用開始日は、イにかかわらず、当該接続供給契約におけるすべての契約者の接続供給の開始日（当社と最初に締結した接続供給契約に係る接続供給の開始日といたします。）のうち最も早い日といたします。
- ニ 当社は、必要に応じて、適用開始日を確認するための文書等を契約者から提出していただきます。

(3) 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、イ(ハ)によって算定された特別変動範囲内電力料金およびロ(ロ)によって算定された特別変動範囲超過電力料金の合計といたします。この場合、平成26年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成26年6月1日以降使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 特別変動範囲内電力料金

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、変動範囲内基準電力量をこえるもので、(ロ)に定める特別変動範囲内基準電力量以内のものの補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 特別変動範囲内基準電力量

特別変動範囲内基準電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）の10パーセント相当

を2で除した値と1, 000キロワット時のうちいずれか小さい値から、変動範囲内基準電力量を差し引いた値といたします。ただし、20〔接続送電サービス〕(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点(20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、20〔接続送電サービス〕(2)イに準じて定める供給地点を含みます。)で、その1月の接続送電サービス契約電力が前月の接続送電サービス契約電力を下回る場合(20〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を契約者との協議にもとづき減少したその1月の減少された日以降の期間を除きます。)は、次の式の接続送電サービス契約電力は前月の接続送電サービス契約電力といたします。

$$\text{接続送電サービス契約電力} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(29\text{〔損失率〕に定める損失率といたします。})}$$

(ハ) 特別変動範囲内電力料金

特別変動範囲内電力料金は、24(負荷変動対応電力)(1)に該当する電気の電力量から変動範囲内基準電力量を差し引いたもののうち、特別変動範囲内基準電力量以内のもののその1月の合計によって算定いたします。ただし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が20,900円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が22,900円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

A表(平成26年5月31日まで)

1キロワット時につき	9円73銭
------------	-------

B表(平成26年6月1日以降)

1キロワット時につき	9円77銭
------------	-------

□ 特別変動範囲超過電力料金

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、変動範囲内基準電力量および特別変動範囲内基準電力量の合計をこえるものの補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 特別変動範囲超過電力料金

特別変動範囲超過電力料金は、24（負荷変動対応電力）(1)に該当する電気の電力量のうち、変動範囲内基準電力量および特別変動範囲内基準電力量の合計をこえるもののその1月の時間帯別の合計によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が20,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が22,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成26年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	37円89銭	29円48銭

B表（平成26年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	38円03銭	29円61銭

b 夜間時間

A表（平成26年5月31日まで）

1キロワット時につき	17円26銭
------------	--------

B表（平成26年6月1日以降）

1キロワット時につき	17円34銭
------------	--------

(4) その他

イ 当社は、(2)イ、ロまたはハにより定めた適用開始日が不適当と認められる場合には、適用開始日を適正なものに変更していただきます。

ロ 当社は、この特別措置の適用を受けるにあたり不正な行為等が認められる場合には、この特別措置を適用いたしません。また、既に契約者がこの特別措置の適用を受けている場合で、不正な行為等が認められるときには、当社は、この特別措置の適用をただちに中止いたします。この場合で、中止の理由となつた事実が解消されたときには、当社はこの特別措置の適用を再開し、その中止期間中については、24(負荷変動対応電力)(4)ロにより料金を算定いたします。

なお、契約者が不正な行為等により、この特別措置の適用を受け料金の一部の支払いを免れた場合には、46(違約金)に準じて違約金を契約者から申し受けます。

5 発電場所および需要場所についての特別措置

(1) 適用

イ 14(発電場所および需要場所)(1)に定める1構内もしくは1建物または14(発電場所および需要場所)(2)に定める隣接する複数の構内(以下「原需要場所等」といいます。)において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)の契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次にいずれにも該当するときは、14(発電場所および需要場所)にかかわらず、当分の間、1原需要場所等につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1発電場所または1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます。)においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等の発電者または需要者の承諾をえていふこと。

a 非特例区域等について、14(発電場所および需要場所)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、41(発電場所および

需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただすこと。

- (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- (ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、41(発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただこと。

□ 特例設備は、次のものをいいます。

- (イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

- (ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

イ 特例区域等の契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、63(受電地点への供給設備の工事費負担金)(1)または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、VIII(工事費の負担)の適用については、63(受電地点への供給設備の工事費負担金)(2)の場合に準ずるものといたします。

□ 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の

供給電圧に変更されるときを除きます。) で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、66 (供給地点への供給設備の工事費負担金) (1) または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、VIII (工事費の負担) の適用については、66 (供給地点への供給設備の工事費負担金) (2)の場合に準ずるものといたします。

6 損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に定める特定供給者に該当する場合で、37 (給電指令の実施等) によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕第6条第3号ニにおいて特定供給者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、47 (損害賠償の免責) (2)にかかわらず、契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号ニに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお、当社は、同一の原因により契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

7 この約款の実施にともなう切替措置

VIII (工事費の負担) に定める工事費負担金等については、当該接続供給または振替供給の開始日（63 [受電地点への供給設備の工事費負担金] (3) または 66 [供給地点への供給設備の工事費負担金] (3) の場合は、工事完成日といたします。）が平成26年4月1日以降であるものから、この約款を適用いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。
なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A=各四半期における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各四半期における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.2303$

$\beta = 1.1441$

なお、各四半期における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 20, 900 円を下回る場合

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整単価}} = (21, 900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 22, 900 円を上回り、かつ、 32, 900 円以下の場合

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 21, 900 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合

平均燃料価格は、32,900円といたします。

$$\text{燃 料 費} = (32,900 \text{ 円} - 21,900 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各四半期の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その四半期に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電力量に適用いたします。

なお、各四半期に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

四 半 期	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の7月1日から9月30日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の10月1日から12月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	翌年の1月1日から3月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の4月1日から6月30日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月に使用される電力量によりによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭4厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

2 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

有効電力量および無効電力量の計量については、27(計量)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

(2) 有効電力量または無効電力量は、附則2(受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 発電計画

発電計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度、 第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週 火曜日	毎日 午前12時
通知の内容	発電場所別 発電計画	各月の平日および休日の接続受電電力または振替受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続受電電力または振替受電電力の最大値および最小値	日ごとの接続受電電力または振替受電電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻
	発電設備の 停止計画	作業の開始日時、作業の終了日時、停止内容、その他必要な事項		—
		—	—	計画外作業 計画作業 の変更分

(注1) 発電計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

4 需給計画

需給計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度、 第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週 火曜日	毎日 午前12時
通知 の 内 容	需 要 想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	日ごとの接続対象電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻
需要想定値に対する供給力		供給力調達分の計画値合計		
		供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。)		—

(注1) 需給計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

5 連系線等利用計画

連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間		長期計画 (第3年度か ら第10年度)	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
通知 の 期 限	調整用	毎年 1月15日 午後5時	毎年 12月20日 午後5時	毎月5日 午後5時	—	—
	空容量 算定用	毎年 3月10日 午後5時	毎年 3月1日 午後5時	毎月15日 午後5時	毎週 火曜日 午後5時	毎日 午前12時
通知 の 内 容	振替供給 の場合	各年度の振 替受電電力 の最大値(中 継振替の場 合に限りま す。)および 振替供給電 力の最大値	各月の平日 および休日 の昼間帯、夜 間帯の振替 受電電力の 最大値(中継 振替の場合 に限りま す。)および 振替供給電 力の最大値	各週の平日 および休日 の昼間帯、夜 間帯の振替 受電電力の 最大値(中継 振替の場合 に限りま す。)および 振替供給電 力の最大値	30分ごとの振替受電電力量 (中継振替の場合に限りま す。)および振替供給電力量	
	会社間連 系点を受 電地点と する接続 供給の場 合	各年度の接 続受電電力 の最大値	各月の平日 および休日 の昼間帯、夜 間帯の接続 受電電力の 最大値	各週の平日 および休日 の昼間帯、夜 間帯の接続 受電電力の 最大値	30分ごとの接続受電電力量	

(注1) 連系線等利用計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

(注3) 昼間帯とは毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間帯とは
昼間帯以外の時間をいいます。

6 標準設計基準

(1) 適用

- イ この基準は、託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕VIII（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。
- ロ この基準に明記していない事項については、電気設備に関する技術基準その他関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によることといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。
- ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、ロにかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計によるものとし、この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧電線路（供給地点から供給地点に最も近い発変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は、次によります。

公称電圧 地域区分	高 圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト
都 市 域	—	300ボルト
そ の 他	300ボルト	600ボルト

(ロ) 経過地

高圧電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、他の方法によります。

ロ 高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の高圧架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷分割のうち、線路の保守、保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合の回線数は、原則として1回線といたします。

c 併架の場合の1配電線路の回線数は、既設電線も含めて2回線を限度といたします。

(口) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱といたします。

ただし、技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、40メートルから50メートルといたします。

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、施設場所の状況により根入れ、電線の弛度、装柱、交差、接近、引込線、前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は、この長さ以外のものとすることがあります。

支持物の長さ（メートル）	10, 12
--------------	--------

(ホ) がいし

高圧架空電線路のがいしは、次によります。

使用箇所 電圧	引通箇所	引留箇所
高 压	高压中実がいし 高压ピンがいし	高压耐張がいし

(ヘ) 装柱

高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、水平配列といたします。ただし、他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ト) 電線の種類および太さ

a 電線は、高压絶縁電線を使用いたします。

b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、機械的強度および法令上の制限等を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ			許容電流(アンペア)
(架橋ポリエチレン絶縁電線)			高圧絶縁電線
銅	単線	5.0ミリメートル	142
アルミ	より線	120 平方ミリメートル	308
		240 平方ミリメートル	512

(フ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために、必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(リ) 耐雷施設

高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

(ヌ) 耐塩施設

塩害地域に施設する高圧架空電線路の機器および材料は、耐塩構造のものを使用いたします。

ハ 高圧地中電線路

(イ) 施設方法

高圧地中電線路の施設方法は、施設環境等を考慮し、技術上支障のない範囲で、管路式、暗きよ式、開きよ式または直埋式の中から選定いたします。

(ロ) ケーブルの選定

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下および施設方法等を考慮し、次の中から選定いたします。

電 壓	種 類	公称断面積 (平方ミリメートル)
高 壓	C V Tケーブル (6,600ボルトトリプルックス形架橋 ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル)	22, 60, 150, 250, 325, 400

(ハ) 開閉器の施設

a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。

b 高圧引込開閉器は、高圧で供給を受ける需要者へπ引込により供給する場合に施設いたします。

(3) 特別高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

特別高圧電線路の電圧降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路とは、供給地点から供給地点に最も近い発変電所の引出口までといたします。

公 称 電 壓 (ボルト)	22,000	33,000	66,000	77,000	154,000
電圧降下の許容限度 (ボルト)	2,000	3,000	6,000	7,000	14,000

(ロ) 経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は、用地取得上ならびに保安、保守、系統運用上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、技術上および用地上著しく困難な場合、または経済上適当でない場合は、その他の方法によるものといたします。

口 特別高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 特別高圧架空電線路は、単独の電線路の新設を原則といたします。ただし、他の電線路との併架、電線張替等が技術上、経済上から適当と判断される場合は、これらの方法によることがあります。

b 単独に施設する場合は、予備送電サービスの申込みがある場合を除き、原則として1回線といたします。

c 他の電線路との併架の場合の電線路順位は、電圧の高いものを上部、電圧の低いものを下部といたします。

(ロ) 支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は、原則として、鉄塔を使用いたします。ただし、公称電圧33,000ボルト以下の場合は、施設場所の状況に応じて鉄塔以外の支持物を使用することができます。

(八) 標準径間

標準径間は、次のとおりといたします。

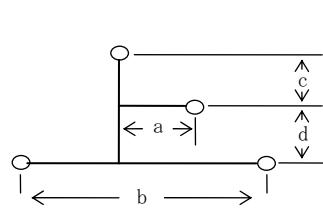
支持物の種類	標準径間
鉄塔	150メートル以上 350メートル以下
その他	75メートル以上 150メートル以下

(九) 電線間隔

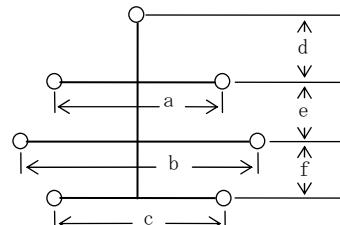
電線間隔の標準は、次のとおりといたします。ただし、線種、気象、地形条件および用地事情等により増減することがあります。

鉄塔の場合

公称電圧	1回線(メートル)				2回線(メートル)					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000ボルト以下	1.5 以上	3.6 以上	1.5 以上	1.6 以上	3.0 以上	3.6 以上	3.2 以上	1.5 以上	1.6 以上	1.6 以上
	1.6 以下	4.4 以下	2.1 以下	2.2 以下	3.2 以下	4.4 以下	3.6 以下	2.1 以下	2.2 以下	2.2 以下
66,000ボルト または 77,000ボルト	2.0 以上	6.0 以上	2.2 以上	2.5 以上	4.0 以上	7.2 以上	5.0 以上	2.2 以上	2.8 以上	2.5 以上
	2.6 以下	8.0 以下	3.5 以下	3.2 以下	5.2 以下	10.0 以下	7.0 以下	3.5 以下	3.6 以下	3.2 以下
154,000ボルト	3.2 以上	8.6 以上	2.9 以上	4.2 以上	6.4 以上	10.0 以上	8.0 以上	4.6 以上	4.2 以上	3.6 以上
	4.3 以下	12.0 以下	5.5 以下	6.0 以下	8.6 以下	13.0 以下	10.0 以下	7.2 以下	6.0 以下	5.0 以下



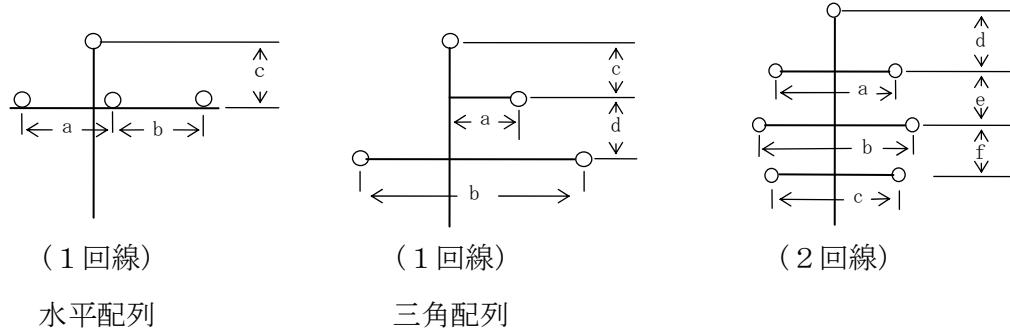
(1回線)



(2回線)

鉄柱、鉄筋コンクリート柱の場合

間 隔	1 回 線 (メートル)							2 回 線 (メートル)					
	水平配列			三角配列									
	a	b	c	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33,000ボルト 以下	1.0	0.7	0.8 以上	0.0 以上	1.2 以上	1.4 以上	0.8 以上	1.5 以上	1.8 以上	2.2 以上	0.8 以上	1.2 以上	1.2 以上
			1.0 以下	0.3 以下	1.5 以下	2.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	1.8 以下	1.8 以下	1.8 以下



(ホ) がいし

a がいしは懸垂がいし、長幹がいし、ラインポストがいしを使用し、懸垂がいし一連の連結個数の標準は、次のとおりといたします。

なお、長幹がいし、ラインポストがいしを使用する場合は、これと同等の絶縁強度を有するものといたします。ただし、関連施設との協調や電線路の経過地等を考慮して、次によらないことがあります。

公称電圧	種類	250ミリメートル懸垂がいし(個)
22,000ボルト		3
33,000ボルト		3
66,000ボルト		6
77,000ボルト		6
154,000ボルト		10

b 塩じん害の予想される地域は、塩じん害対策委員会の推奨値および北陸における汚損実績を考慮して、適當数の増結またはこれに準ずる長幹がいし、ラインポストがいしを使用いたします。

c 原則として、アークホーンを取り付けます。

(^) 電線の種類および太さ

- a 電線は硬銅より線、鋼心アルミより線または特別高圧絶縁電線を標準といたします。ただし、保守上、機械的強度上とくに必要のある区間または腐蝕のおそれがある区間等には、特殊電線を使用することがあります。
- b 電線の太さは許容電流、短絡電流、電圧降下および機械的強度等を考慮して定め、次の中から必要最小のものを使用いたします。ただし、他の支持物に併架する場合は、弛度の関係から既設架空線と協調する太さのものを使用することがあります。

絶縁電線				硬銅より線 (HDCC)		鋼心アルミより線 (ACSR)	
硬銅より線 (OC-W)		硬アルミより線 (SB-HAL-OC-L)		公称	許容電流	公称	許容電流
公称	断面積	公称	断面積	断面積	許容電流	断面積	許容電流
断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)	断面積 (平方ミリ メートル)	許容電流 (アンペア)
80	330	240	505	55	299	120	399
				75	359	160	467
				100	434	240	608
						330	729
						410	846
						610	1,059

(注)架空ケーブルを使用する場合は、ハ(^)の表を適用いたします。

(卜) 架空地線の施設

- a 特別高圧架空電線路においては、原則として架空地線を施設いたします。
- b 架空地線は、アルミ覆鋼より線を使用し、その太さは、線路の設計条件にもとづいて、次の中から選定いたします。

公称断面積(平方ミリメートル)
22, 45, 55, 70, 90

(フ) 架空電線の地表上の高さ

架空電線の地表上の高さは、次のとおりといたします。

電圧 (ボルト)	電線の地表上の高さ (メートル)				
	一般箇所	鉄道または軌道を横断する場所	道路または横断歩道を横断する場所	山地であつて人が容易に立ち入らない場所	市街地その他の人家の密集する地域
33,000 以下	5.00 以上	5.50 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.00 以上
66,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.48 以上
77,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	10.60 以上
154,000	6.00 以上	6.00 以上	6.00 以上	5.00 以上	11.44 以上

(注) 鉄道または軌道を横断する場合は、レール面上、横断歩道橋を横断する場合は、その路面上の高さ。

(リ) ライントラップの施設

電力線搬送が行なわれている電線から当該電線を分岐する場合で、搬送波に悪影響を与えるとみなされるときには、その分岐点に必要な定格のライントラップを施設いたします。

(ヌ) その他

特別高圧絶縁電線を使用する電線路は、原則として次の機器を施設いたします。

a 避雷器

b 開閉型端子または開閉器

ハ 特別高圧地中電線路

(イ) 施設方法

特別高圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きよ式によることがあります。

a 直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きよ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合お

より終端部で必要な場合

(ロ) ケーブルの選定

- a 特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下および施設方法等を考慮して、次の中から選定いたします。

条件	公称電圧 または 33,000ボルト	22,000ボルト		66,000ボルト または 77,000ボルト		154,000ボルト				
		CVケーブル トリプル ックス	CVケーブル 単心	CVケーブル トリプル ックス	OFケーブル 単心	CVケーブル トリプル ックス	OFケーブル 単心	CVケーブル トリプル ックス	OFケーブル 単心	
線心数	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1
公称断面積	60	400	80	400	80	400	250	200	200	200
	100	500	100	600	100	600		400	250	400
	150	600	150	800	150	800		600	325	600
	200	800	200	1,000	200	1,000		800		800
	250	1,000	250	1,200	250	1,200		1,000		1,000
	325	1,200	325	1,400	325	1,500		1,200		1,200
	400		400	1,500	400	2,000		1,400		1,400
			500	1,600				1,600		1,500
			600	1,800				1,800		1,600
				2,000				2,000		2,000

- b ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS-168-E）に準ずる算定方法に施設条件を考慮して算出いたします。
- c 新設電線路のケーブルは、原則としてCVケーブルを使用いたします。

(4) 変電設備

イ 一般基準

電線路の引出口設備は、その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。

ロ 結線法

結線および主要機器取付台数の標準は、次のとおりといたします。

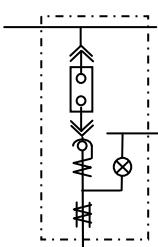
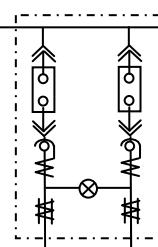
区分	結線法	機器名	台数
公称電圧 154,000 ボルト	複母線	しや断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1台 3組 4組 1台 1面
公称電圧 77,000 ボルト	単母線	しや断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1台 2組 2組 1台 1面
または 66,000 ボルト	複母線	しや断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1台 3組 2組 1台 1面

(注) 接地装置は、原則として線路側に1台設置いたします。ただし、ガス絶縁開閉装置を使用する場合は、しや断器の両端にも接地装置を設置することができます。

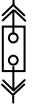
区分	結線法	機器名	台数
公称電圧 33,000 ボルト	单母線	 しや断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 2 組 1 組 1 台 1 面 引出形しや断器のときは断路器を省きます。
または 22,000 ボルト	切替母線	 しや断器 断路器 変流器 計器用変圧器 配電盤	1 台 3 組 1 組 1 台 1 面 引出形しや断器のときは断路器を1組といたします。

(注) 変電所の中性点接方式により零相変流器を設置することがあります。

接地装置を線路側に1台設置することがあります。

区分	結線法	機器名	台数
公称電圧 6,600 ボルト または 3,300 ボルト	補助母線付き	 <p>配電箱 しや断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤</p>	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面
	切替断路器付き	 <p>配電箱 しや断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤</p>	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面

(凡例)

しや断器	断路器	変流器 (ブッシング形)	計器用 変圧器
			
引出形 しや断器	接地装置	零相変流器	
			

ハ しや断器

- (イ) しや断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により 5 年から 10 年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しや断電流 (アンペア)	形 式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	25,000, 31,500, 40,000	ガス形
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	〃, 真空形
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 25,000, 31,500	〃, 〃
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	16,000, 25,000	〃, 〃
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	20,000, 25,000	〃, 〃
6,600または 3,300	7,200	600	12,500	真空形

二 断路器

- (イ) 断路器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将來の系統構成は、地域の実態により 5 年から 10 年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (アンペア)	形 式
154,000	168,000	1,200, 2,000, 3,000, 4,000	31,500, 40,000	三極単投
77,000	84,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	"
66,000	72,000	800, 1,200, 2,000, 3,000	20,000, 31,500	"
33,000	36,000	600, 1,200, 2,000	25,000, 31,500, 40,000	"
22,000	24,000	600, 1,200, 2,000	25,000	"
6,600または 3,300	7,200	600	12,500	"

ホ 変流器

- (イ) 変流器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

ヘ 計器用変圧器

計器用変圧器は、当社が一般的に使用しているものの中から回路電圧、使用負担に応じ、必要最小のものを選定いたします。

ト 配電盤

配電盤は、原則として電流計、しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、電圧計および無効電力計等を取り付けます。

なお、無人変電所の場合は、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

チ 保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は、自動的に電路をしゃ断するた

めの保護装置を取り付けます。

なお、原則として、各線路には自動再閉路継電装置を施設し、必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。

(5) 電力保安通信設備

イ 一般基準

(イ) 施設基準

- a 電力保安通信用電話設備は、法令の定めるところにより施設いたします。
- b 給電指令に必要となる情報伝送設備および電力系統の保護に必要となる情報伝送設備（以下「系統運用設備」といいます。）は、電力系統の運用上必要な場合に施設いたします。
- c 回線数は、電話については原則として1回線、系統運用設備については、系統運用上の重要性および装置動作の信頼性を考慮し決定いたします。

(ロ) 通信方式

電力保安通信用電話設備は、架空通信線、地中通信線、通信線搬送または電力線搬送による電話設備のうち、技術上、経済上からみて最も適当なものを使用いたします。

(ハ) 経過地

経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、最も経済的に施設できるように選定いたします。

ロ 電力保安通信用電話設備

(イ) 架空通信線路

a 通信線路の施設

架空通信線路は、使用電圧が33,000ボルト以下の架空電線路への添架または架空弱電流電線路への共架により施設いたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、通信線路を単独に施設する場合があります。

b 通信線の種類

架空通信線は、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル）または石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。

なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。

(ロ) 地中通信線路

a 施設方法

地中通信線路は、原則として管路式または暗きよ式によります。

b 通信線の種類

地中通信線は、原則としてポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルまたはポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（心線太さ0.9ミリメートル），石英系シングルモード光ファイバケーブルを使用いたします。

なお、心線数（対数）は、障害対応用の予備心線を確保したうえで、必要最小限といたします。

(ハ) 通信線搬送設備

a 送受信装置

(a) 原則として単通話路装置を施設いたします。

(b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。

b 通信線の種類

通信線搬送用の通信線は、(イ)および(ロ)と同様な仕様の通信線を使用いたします。

(ニ) 電力線搬送設備

a 結合方式（結合装置）

(a) 結合方式は、線間結合方式または一線大地間結合方式といたします。

(b) ライントラップは、線路の終始端および分岐点に設置いたします。

b 送受信装置

(a) 原則として単通話路装置を施設いたします。

(b) 原則として浮動充電方式による直流電源装置を施設いたします。

(ホ) 呼出方式

電力保安電話設備における呼出方式は原則として通話帯域内可聴信号方式といたします。ただし、地域的、設備条件によっては、ダイヤル方式または16ヘルツ呼出方式とする場合があります。

ハ 系統運用設備

(イ) スーパービジョンおよびテレメータ伝送装置は、必要伝送量に対応する量数のものを施設いたします。

(ロ) 搬送継電方式に使用する伝送装置は、保安上、技術上等の点を勘案して伝送路の種類および信号方式を決定し、施設いたします。

(ハ) その他電子応用設備については、上記に準じて施設いたします。この場合、
保安上、技術上等の点を勘案して決定いたします。

二 保安装置

保安装置は、保安の必要に応じ施設いたします。

別冊 1 高圧系統連系技術要件

第1章 総 則

1 目的

この高圧系統連系技術要件（以下、この高圧系統連系技術要件において「技術要件」といいます。）は、発電者および需要者の電気設備を当社の電力系統（以下、この高圧系統連系技術要件において「系統」といいます。）に連系することを可能とするために必要となる技術要件を示したものです。

2 適用の範囲

この技術要件は、発電者および需要者の電気設備を当社の高圧電線路または22,000ボルト配電線路と連系する場合に適用します。

3 協議

この技術要件は、系統連系に要する技術要件の標準的な指標であり、実際の連系にあたっては、この技術要件に定めない事項も含め、個別に協議させていただきます。

第2章 発電者の電気設備の連系に必要な技術要件

発電者の電気設備を系統に連系する場合は、下記の項目について遵守していただきます。

1 力率

受電地点の力率は、原則として常に当社系統から見て遅れ力率8.5パーセント以上（以下、力率を示す場合は、当社系統から見た力率とします。）とともに、進み力率にならないようにしていただきます。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 電圧上昇を防止する上でやむをえない場合（この場合、受電地点の力率を遅れ力率8.0パーセントまで制御できるものとします。）
- (2) 小出力の逆変換装置を用いる場合または受電地点の力率が適正と考えられる場合（この場合、発電設備の力率を、無効電力を制御するときには遅れ力率8.5パーセント以上、無効電力を制御しないときには遅れ力率9.5パーセント以上としていただきます。）

2 保護協調の目的

発電設備の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづいて、保護協調を行なっていただきます。

- (1) 発電設備の異常および故障に対しては、この影響を連系された系統へ波及させないために、発電設備を当該系統と解列すること。
- (2) 連系された系統に事故が発生した場合は、当該系統から発電設備が解列されること。
- (3) 上位系統事故時等により当該系統の電源が喪失した場合は、発電設備が解列され単独運転が生じないこと。
- (4) 連系された系統の事故時の再閉路時に、発電設備が当該系統から解列されること。
- (5) 連系された系統以外の事故時には、発電設備は解列されないこと。
- (6) 連系された系統から発電設備が解列される場合は、自動再閉路時間より短い時間かつ過渡的な電力変動による当該発電設備の不要な解列を回避できる时限で行なうこと。

3 保護装置の設置

(1) 発電設備が故障した場合の系統の保護のため、次により保護継電器を設置していただきます。

イ 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し、時限を以て解列することのできる過電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出して保護できる場合は省略することができます。

ロ 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し、時限を以て解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出して保護できる場合は省略することができます。

(2) 系統の短絡事故時の保護のため、次により保護継電器を設置していただきます。

イ 同期発電機を用いる場合は、連系された系統の短絡事故を検出し発電設備を当該系統から解列することのできる短絡方向継電器を設置していただきます。

ロ 誘導発電機または逆変換装置を用いる場合は、連系された系統の短絡事故時に発電設備を当該系統から解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。

なお、発電設備の発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧継電器と共に用することができます。

(3) 系統の地絡事故時の保護のため、地絡過電圧継電器を設置していただきます。

ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧継電器を省略することができます。

イ 発電機引出口にある地絡過電圧継電器により連系された系統の地絡事故が検知できる場合

ロ 構内低圧線に連系する逆変換装置を用いた発電設備の出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく単独運転検出機能を有する装置等により高速に単独運転を検出し、発電設備を停止または解列することができる場合

(4) 単独運転防止のため、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置していただくとともに、転送しや断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし、専用線と連系する場合は、周波数上昇継電器を省略することができます。

イ 系統のインピーダンスや負荷の状態等を考慮し、必要な時間内に確実に検出することができること。

- ロ 頻繁な不要解列を生じさせない検出感度であること。
 - ハ 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないものであること。
- (5) 当社の系統保護継電装置と協調が必要な場合は、当社の系統保護継電方式や整定と協調を図っていただきます。
- (6) 連系される系統との保護協調を考慮し、当社設備と同等のしゃ断時間としていただきます。

4 保護継電器の設置場所

保護継電器は、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

5 解列箇所

解列箇所は、系統から発電設備を解列できる次のいずれかの箇所とします。

- (1) 連系用しゃ断器
- (2) 発電設備出力端しゃ断器
- (3) 発電設備連絡用しゃ断器
- (4) 母線連絡用しゃ断器

6 保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は、次によります。

- (1) 地絡過電圧継電器は零相回路設置、過電圧継電器、周波数低下継電器および周波数上昇継電器は1相設置としていただきます。
- (2) 短絡方向継電器は3相設置としていただきます。ただし、連系された系統と協調がとれる場合は2相設置とすることができます。
- (3) 不足電圧継電器は3相設置としていただきます。ただし、同期発電機であって短絡方向継電器との協調がとれる場合は1相設置とすることができます。

7 自動負荷制限

発電設備の脱落時等に連系された配電線路等が過負荷となるおそれがある場合は、発電者において自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

8 線路無電圧確認装置の設置

再閉路時の事故防止のため、配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置

を設置します。ただし、線路無電圧確認装置は、次のいずれかを満たす場合は省略します。

- (1) 専用線による連系で、発電者が連系された系統の自動再閉路を必要としていない場合。
- (2) 転送しや断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別のしや断器により連系をしや断する場合。
- (3) 2方式以上の単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含みます。）を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別のしや断器により連系をしや断する場合。
- (4) 単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力継電器を設置し、かつ、それぞれが別のしや断器により連系をしや断する場合。

9 逆潮流の制限

発電者の発電設備の出力により、当該発電設備を連系する配電用変電所のバンクにおいて原則として逆潮流が生じないように、発電者側で発電出力を抑制するなどの措置をしていただきます。ただし、配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生するおそれがある場合は、配電線電圧調整等の系統運用や保護協調の対策が必要となります。

10 電圧変動

- (1) 発電設備の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値（101ボルトの上下6ボルト、202ボルトの上下20ボルト）を逸脱するおそれがある場合は、発電者において自動的に負荷を制限する対策を実施していただきます。
なお、これにより対応できない場合には、配電線増強または専用線による連系が必要となります。
- (2) 発電設備からの逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値（101ボルトの上下6ボルト、202ボルトの上下20ボルト）を逸脱するおそれがある場合は、発電者において自動的に電圧を調整する対策を実施していただきます。
なお、これにより対応できない場合には、配電線増強または専用線による連系が必要となります。
- (3) 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みま

す。) とともに自動同期検定装置を設置していただきます。

また、誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧の10パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは、発電者において限流リクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、同期発電機を用いるなどの対策を実施していただきます。

(4) 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いていただきます。

また、他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧の10パーセントをこえて逸脱するおそれがあるときは、発電者において限流リクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いていただきます。

(5) 発電設備の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により他者に影響を及ぼすおそれがある場合は、発電者において電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を実施していただきます。

なお、これにより対応できない場合には、配電線増強または専用線による連系が必要となります。

11 高調波

(1) 発電設備から発生する高調波

逆変換装置を用いた発電設備を新設、増設または更新する等の場合は、発電設備本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を、総合電流歪み率5パーセント以下、各次電流歪み率3パーセント以下に抑制していただきます。

(2) 所内負荷、自家消費負荷から発生する高調波

イ 検討対象となる発電者

所内負荷や自家消費負荷のうち、高調波を発生する機器を新設、増設または更新する等の場合に当該機器の容量を6パルス変換装置容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）が次をこえる場合は、高調波流出電流を算出していただきます。この等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は、300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流1相当たり20アンペア以下の電気・電子機器（家

電・汎用品)以外の機器とします。

- (イ) 6,600ボルトの系統に連系する場合は50キロボルトアンペア
- (ロ) 22,000ボルトの系統に連系する場合は300キロボルトアンペア

ロ 高調波流出電流の算出

系統に流出する高調波電流の算出は次によります。

- (イ) 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流に高調波発生機器ごとの最大稼働率を乗じてから合計したものとします。
- (ロ) 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものとします。
- (ハ) 対象とする高調波の次数は40次以下とします。
- (ニ) 発電者構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができます。

ハ 高調波流出電流の上限値

発電者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は、高調波の次数ごとに、下記の表に示す1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に原則として、当該発電者の負荷設備の容量(キロワット単位とします。)を乗じた値とします。

二 高調波流出電流の抑制対策の実施

発電者は、上記ロの高調波流出電流が上記ハの高調波流出電流の上限値を超える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

1キロワット当たりの高調波流出電流上限値

(単位:ミリアンペア)

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
6,600 ボルト	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70
22,000 ボルト	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36

12 短絡容量

発電設備の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回る

おそれがある場合は、発電者において、短絡電流を制限する装置（限流リクトル等）を設置していただきます。

これにより対応できない場合には、短絡容量対策について、個別に検討・協議させていただきます。

13 昇圧用変圧器のインピーダンス

連系系統により、短絡電流抑制対策等の面から、必要に応じて昇圧用変圧器のインピーダンスを当社から指定させていただきます。

14 直流流出防止変圧器の施設

逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器を施設していただきます。ただし、次の各号を共に満たす場合は、省略することができます。

- (1) 逆変換装置の直流側回路が非接地である場合または高周波変圧器を用いる場合
- (2) 逆変換装置の交流出力側に直流検出器を備え、直流検出時に交流出力を停止する機能を有する場合

15 連絡体制

当社の配電設備を管理する事業所等と発電者との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。

なお、保安通信用電話設備は次のうちのいずれかを用いることができます。

- (1) 専用保安通信用電話設備
- (2) 電気通信事業者の専用回線電話
- (3) 次の条件をすべて満たす場合は、一般加入電話または携帯電話
 - イ 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、発電設備の保守監視箇所に常時設置されていること。
 - ロ 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
 - ハ 停電時においても通話可能なものであること。
- ニ 災害時等において当社と連絡が取れない場合には、当社との連絡が取れるまでの間、発電設備の解列または運転を停止するよう、保安規程上明記されていること。

第3章 需要者の電気設備の連系に必要な技術要件

需要者の電気設備を当社の電力系統に接続する場合は、下記の項目について遵守していただきます。

なお、需要者が自家用発電設備を系統に連系して使用される場合は、個別に検討・協議させていただきます。

1 高調波

(1) 検討対象となる需要者

高調波を発生する機器を新設、増設または更新する等の場合に当該機器の容量を6パルス変換装置容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）が次をこえる場合は、高調波流出電流を算出します。この等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は、300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流1相当たり20アンペア以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器とします。

- イ 6, 600ボルトの系統に連系する場合は50キロボルトアンペア
- ロ 22, 000ボルトの系統に連系する場合は300キロボルトアンペア

(2) 高調波流出電流の算出

系統に流出する高調波電流の算出は次によります。

イ 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流に高調波発生機器ごとの最大稼働率を乗じてから合計したものとします。

- ロ 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものとします。
- ハ 対象とする高調波の次数は40次以下とします。
- ニ 需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができます。

(3) 高調波流出電流の上限値

需要者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は、高調波の次数ごとに、下記の表に示す1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位とします。）を乗じた値とします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

需要者は、上記(2)の高調波流出電流が上記(3)の高調波流出電流の上限値をこ

える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

1キロワット当たりの高調波流出電流上限値

(単位:ミリアンペア)

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
6,600 ボルト	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70
22,000 ボルト	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36

別冊2 特別高圧系統連系技術要件

第1章 総 則

1 目的

この特別高圧系統連系技術要件（以下、この特別高圧系統連系技術要件において「技術要件」といいます。）は、発電者の発電設備および需要者の電気設備を当社の電力系統（以下、この特別高圧系統連系技術要件において「系統」といいます。）に連系することを可能とするために必要となる技術要件を示したものです。

2 適用の範囲

この技術要件は、発電者の発電設備および需要者の電気設備を当社の特別高圧電線路と連系する場合に適用します。ただし、22,000ボルト配電線路と連系する場合に限り、別冊1高圧系統連系技術要件を適用することができます。

3 協議

この技術要件は、系統連系に要する技術要件の標準的な指標であり、実際の連系にあたっては、この技術要件に定めない事項も含め、個別に協議させていただきます。

第2章 発電設備の連系に必要な技術要件

発電者の発電設備を系統に連系する場合は、下記の項目について遵守していただきます。

1 力率

連系する系統の電圧を適切に維持できるように、当社火力機と同様、発電設備の定格力率を90パーセントとし、安定に運転できる範囲は遅れ力率90パーセントから進み力率95パーセントまでとしていただきます。

2 運転可能周波数

当社火力機と同様、発電設備の連続運転可能周波数は、58.5ヘルツから61.0ヘルツまでとしていただきます。

周波数低下時は、当社の周波数制御体系に準じて、58.0ヘルツでは1分以上、57.0ヘルツでは5秒以上の継続運転が可能な仕様としていただきます。

3 保護協調の目的

発電設備の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行うために次の考え方にもとづいて、保護協調を行なっていただきます。

- (1) 発電設備の異常および故障に対してはこの影響を連系された系統へ波及させないために、発電設備を当該系統と解列すること。
- (2) 連系された系統に事故が発生した場合で、系統保護方式に応じて必要なときは、当該系統から発電設備が解列されること。
- (3) 上位系統事故時等により当該系統の電源が喪失した場合で、単独運転が認められないときには、発電設備が解列され単独運転が生じないこと。
- (4) 連系された系統の事故時の再閉路時に、原則として発電設備が当該系統から解列されていること。
- (5) 連系された系統以外の事故時には、原則として発電設備は解列されないこと。
- (6) 連系された系統から発電設備が解列される場合は、自動再閉路時間より短い時間かつ過渡的な電力変動による当該発電設備の不要な解列を回避できる时限で行なうこと。

4 保護装置の設置

- (1) 発電設備が故障した場合の系統の保護のため、次により保護継電器を設置していただきます。
- イ 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し、時限を以て解列することのできる過電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出して保護できる場合は省略することができます。
- ロ 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し、時限を以て解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出して保護できる場合は省略することができます。
- (2) 系統の短絡事故時の保護のため、次により保護継電器を設置していただきます。
- イ 同期発電機を用いる場合は、連系された系統の短絡事故を検出し発電設備を当該系統から解列することのできる短絡方向継電器を設置していただきます。この場合、当該継電器が有効に機能しないときには、短絡方向距離継電装置または電流差動継電装置を用いていただきます。
- ロ 誘導発電機または逆変換装置を用いる場合は、連系された系統の短絡事故時に発電機電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。
- なお、この不足電圧継電器は発電設備の発電電圧異常低下検出用のものと共用することができます。
- (3) 系統の地絡事故時の保護のため、次により保護継電器を設置していただきます。
- イ 中性点直接接地方式の場合には、電流差動継電装置を用いていただきます。
- ロ 中性点直接接地方式以外の方式の場合には、地絡過電圧継電器を設置していただきます。
- なお、当該継電器が有効に機能しない場合には、地絡方向継電装置または電流差動継電装置を用いていただきます。ただし、発電機引出口にある地絡過電圧継電器により連系された系統の地絡事故が検知できる場合は、地絡過電圧継電器を省略することができます。
- (4) 適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため、周波数上昇継電器、周波数低下継電器および必要に応じて転送しや断装置を設置していただきます。
- なお、周波数上昇継電器および周波数低下継電器の特性は、電圧変化で影響を受けないものとしていただきます。
- (5) 当社の系統保護継電装置と協調が必要な場合は、当社の系統保護継電方式や整

定と協調を図っていただきます。

- (6) 連系される系統との保護協調を考慮し、当社設備と同等のしゃ断時間としていただきます。

5 保護継電器の設置場所

保護継電器は、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

6 解列箇所

解列箇所は、系統から発電設備を解列できる次のいずれかの箇所とします。

- (1) 連系用しゃ断器
- (2) 発電設備出力端しゃ断器
- (3) 発電設備連絡用しゃ断器
- (4) 母線連絡用しゃ断器

7 保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は、次によります。

- (1) 地絡過電圧継電器、地絡方向継電装置および地絡用電流差動継電装置は零相回路設置、過電圧継電器、周波数低下継電器および周波数上昇継電器は1相設置としていただきます。
- (2) 短絡方向継電器、不足電圧継電器、短絡・地絡兼用電流差動継電装置、短絡用電流差動継電装置および短絡方向距離継電装置は3相設置としていただきます。

8 再閉路方式

自動再閉路を希望される場合は、当社の再閉路方式と協調を図っていただきます。

9 自動負荷制限・発電抑制

発電設備の脱落時等に主として連系された電線路が過負荷となるおそれがある場合は、発電者において自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

また、系統事故等により連系された電線路が過負荷となるおそれがある場合には、必要に応じて過負荷検出装置を設置し、発電抑制を行なっていただきます。

10 線路無電圧確認装置の設置

線路無電圧確認装置が系統の変電所等の電線路引出口に設置されていない場合は、再閉路時の事故防止のため、当該引出口に線路無電圧確認装置を設置します。

11 電圧変動

(1) 系統の電圧を適正値（常時電圧の概ね1から2パーセント以内）に維持するため、発電者において自動的に電圧を調整していただきます。

イ 発電設備には自動電圧調整装置を設置していただきます。

ロ A VR運転、A QR運転またはA PR運転ができる設備としていただきます。

A PR運転の場合は、常時の運転力率について個別に検討・協議させていただきます。

(2) 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とともに自動同期検定装置を設置していただきます。

また、誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の2パーセントを目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは、発電者において限流リクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合は、同期発電機を用いていただきます。

(3) 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いていただきます。

また、他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値（常時電圧の2パーセントを目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは、発電者において限流リクトル等を設置していただきます。

なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いていただきます。

(4) 発電機の並列方式として低圧同期方式を採用する場合で、昇圧用変圧器の励磁突入電流による瞬時電圧低下により系統の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは、変圧器投入用のしゃ断器を抵抗投入方式にする等の対策をとっていただきます。

(5) 系統の電圧を適正に維持するため、必要に応じて昇圧用変圧器にタップ切替器を設置していただきます。

タップ切替器の設置が必要となる場合は、種別（無負荷タップ切替器または負荷時タップ切替器）、電圧値、調整幅およびタップ数等個別に検討・協議させていただきます。

12 高調波

逆変換装置等を用いた発電設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するために必要な対策を講じていただきます。

(1) 対象となる発電者

イ 発電者が高調波発生機器を新設、増設または更新する等の場合で、使用する高調波発生機器の容量を6パルス変換装置容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）が、発電設備の設置点ごとに下記に該当するときは、高調波流出電流を算出します。

- (イ) 22,000ボルトまたは33,000ボルトの系統に連系する発電者で、等価容量の合計が300キロボルトアンペアをこえる場合
- (ロ) 66,000ボルト以上の系統に連系する発電者で、等価容量の合計が2,000キロボルトアンペアをこえる場合
- ロ 上記の等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は、300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流1相当たり20アンペア以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器とします。

(2) 高調波流出電流の算出

系統に流出する高調波電流の算出は次によります。

イ 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流に高調波発生機器ごとの最大稼働率を乗じてから合計したものとします。

ロ 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものとします。

ハ 対象とする高調波の次数は40次以下とします。

ニ 発電者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができます。

(3) 高調波流出電流の上限値

発電者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は、高調波の次数ごとに、下記の表に示す1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に原則として、当該発電者の負荷設備容量（キロワット単位とします。）を乗じた値とします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

発電者は、上記(2)の高調波流出電流が上記(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

1キロワット当たりの高調波流出電流上限値

(単位：ミリアンペア)

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
22,000ボルト	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33,000ボルト	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
66,000ボルト	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
77,000ボルト	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154,000ボルト	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275,000ボルト	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

13 短絡容量

発電設備の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リクトル等）を設置していただきます。

これにより対応できない場合には、短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

14 発電機定数

連系系統、電圧階級により、必要に応じて安定運転対策や短絡電流抑制対策等の面から、同期リアクタンス等の値を当社から指定させていただきます。

15 昇圧用変圧器のインピーダンス

連系系統、電圧階級により、必要に応じて安定運転対策や短絡電流抑制対策等の面から、昇圧用変圧器のインピーダンスを当社から指定させていただきます。

16 発電機運転制御装置の付加

系統安定化、潮流制御等の理由により発電者の発電設備の運転制御が必要な場合は、下記の運転制御装置を設置していただきます。

なお、運転制御装置の設置については個別に検討・協議させていただきます。

- (1) 電圧・無効電力制御
- (2) 周波数上昇時の発電しや断装置
- (3) 過負荷解消制御装置
- (4) PSS（系統安定化装置）
- (5) その他必要な装置

17 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害対策の実施

中性点の接地が必要な場合は、発電者の昇圧用変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。

- (1) 154,000ボルト以下の系統と連系する場合は、必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置していただきます。

なお、中性点接地装置の抵抗値については、個別に検討・協議させていただきます。

- (2) 275,000ボルト以上の系統と連系する場合は、昇圧用変圧器の中性点を直接接地していただきます。

また、中性点接地装置の設置により系統内において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合は、当社と協議のうえ、適切な対策を講じていただきます。

18 連絡体制

- (1) 当社の総合制御所等と発電者との間には、保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし、保安通信用電話設備は、33,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができます。

- イ 専用保安通信用電話設備
- ロ 電気通信事業者の専用回線電話
- ハ 次の条件をすべて満たす場合は、一般加入電話または携帯電話

- (イ) 発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介

する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式) とし、発電設備の保守監視場所に常時設置されていること。

- (ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式(キャッチホン等)であること。
 - (ハ) 停電時においても通話可能なものであること。
 - (ニ) 災害時等において当社と連絡が取れない場合には、当社との連絡が取れるまでの間、発電設備の解列または運転を停止するよう、保安規程上明記されていること。
- (2) 系統運用、管理上の観点から、給電指令の適切な発令を行なうため、給電情報を当社の中央給電指令所、総合制御所等に伝送していただきます。
- 標準的に伝送していただく情報項目は下記のとおりですが、適用については個別に検討・協議させていただきます。
- イ スーパービジョン(SV)
連系用しや断器等の情報
 - ロ テレメータ(TM)
発電所ごとの有効電力等の情報

第3章 需要者の電気設備の連系に必要な技術要件

需要者の電気設備を当社の電力系統に接続する場合は、下記の項目について遵守していただきます。

なお、需要者が自家用発電設備を系統に連系して使用される場合は、個別に検討・協議させていただきます。

1 高調波

逆変換装置等を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するために必要な対策を講じていただきます。

(1) 対象となる需要者

イ 需要者が高調波発生機器を新設、増設または更新する等の場合で、使用する高調波発生機器の容量を6パルス変換装置容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）が、需要者の電気設備設置点ごとに下記に該当するときは、高調波流出電流を算出していただきます。

(イ) 22,000ボルトまたは33,000ボルトの系統に連系する需要者で、等価容量の合計が300キロボルトアンペアをこえる場合

(ロ) 66,000ボルト以上の系統に連系する需要者で、等価容量の合計が2,000キロボルトアンペアをこえる場合

口 上記の等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は、300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流1相当たり20アンペア以下の電気・電子機器（家電・汎用品）以外の機器とします。

(2) 高調波流出電流の算出

系統に流出する高調波電流の算出は次によります。

イ 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流に高調波発生機器ごとの最大稼働率を乗じてから合計したものとします。

ロ 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものとします。

ハ 対象とする高調波の次数は40次以下とします。

ニ 需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができます。

(3) 高調波流出電流の上限値

需要者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は、高調波の次数ごとに、下記の表に示す1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該需要者の契約電力（キロワット単位とします。）を乗じた値とします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

需要者は、上記(2)の高調波流出電流が上記(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

1キロワット当たりの高調波流出電流上限値

(単位：ミリアンペア)

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
22,000ボルト	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33,000ボルト	1.2	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
66,000ボルト	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
77,000ボルト	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154,000ボルト	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275,000ボルト	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

2 連絡体制

(1) 当社の総合制御所等と需要者との間には、保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし、保安通信用電話設備は、33,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができます。

イ 専用保安通信用電話設備

ロ 電気通信事業者の専用回線電話

ハ 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話

(イ) 需要者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし、需要者の電気設備の保守監視場所に常時設置されていること。

(ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

- (ハ) 停電時においても通話可能なものであること。
 - (ニ) 常用・予備線供給方式等、機器操作が極めて簡単で、系統に影響を及ぼすおそれがない方式で受電すること。
- (2) 系統運用、管理上の観点から、給電指令の適切な発令を行なうため、給電情報を当社の中央給電指令所、総合制御所等に伝送していただきます。
- 伝送していただく情報項目（連系用しや断器の開閉状態、有効電力等）については個別に検討・協議させていただきます。